

単品スライドについて(お知らせ)

契約書約款第 25 条第 5 項において、単品スライドについて定めています。

※単品スライドとは、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったとき、請負代金の変更を請求できる制度のことであります。

※対象は、請求日から残工事が2ヶ月以上ある工事となります。

事務手続き等詳細については、監督員(工事担当者)にお問い合わせください。

(参考)

工事請負契約書第25条第5項(単品スライド)に伴う実施フロー

期限等	手続き項目	様式	備考
	<p>請求日は残工期の2ヶ月以上</p> <p>単品スライド適用の請求 請負代金額変更請求額概算計算書</p>	<p>第13-1号 第13-1-1号</p>	<p>受注者→発注者(契約課)</p> <p>契約課→工事発注担当課</p> <p>工事発注担当課は、受注者へ証明書等(納品書、請求書、領収書)の提出を請求</p>
7日以内(25条8項)	スライド額協議開始日の通知	第13-2号	発注者(担当課)→受注者
	スライド額の協議開始		
	<p>協議開始日は工期末の45日前</p> <p>証明書等(納品書、請求書、領収書) 請負代金額変更請求額計算書</p>	第13-3号	<p>受注者→発注者(担当課)</p> <p>受注者へ必要に応じて様式第13-3-1～3号の提出を請求</p>
	スライド額の算定		
	スライド変更等協議書	第13-4号	発注者(担当課)→受注者
	スライド額の承諾書	第13-4-1号	受注者→発注者(担当課)
14日以内(25条7項)	スライド額の通知(変更指示書)		<p>発注者(担当課)→受注者</p> <p>スライド額(案)に基づき、変更指示書(工事変更事前協議書)の決裁</p>
	スライド変更契約		通常の変更契約手続き
	工期末		